



大阪労働局発表
平成29年 8月31日

大阪労働局労働基準部賃金課
電話 06-6949-6502

報道関係者 各位

平成29年度「大阪府最低賃金」が改正決定されました

－26円引上げ 時間額909円に－

- 1 大阪労働局長（田畑一雄）は、平成29年8月22日（火）、下記のとおり「大阪府最低賃金」について時間額909円（引上げ額26円）とする改正決定を行い、本日、官報公示しました。
これにより、大阪府最低賃金は、平成29年9月30日から909円に引き上げられることとなります（別添1～4参照）
- 2 大阪府最低賃金は、大阪府内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用されます。
- 3 今後、大阪労働局では、改正後の大阪府最低賃金について、府内の事業場に周知するとともに、履行確保を図っていくこととしています。
また、労働者にも広く周知していくこととしています。

記

時間額	引上げ額 (対前年)	引上げ率 (対前年)	改正決定日 (官報公示日)	発効日
909円	26円	2.94%	平成29年8月31日	平成29年9月30日

⑤

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第 1 号

最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 1 2 条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和 5 6 年大阪労働基準局最低賃金公示第 1 号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第 1 4 条第 1 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 8 月 3 1 日

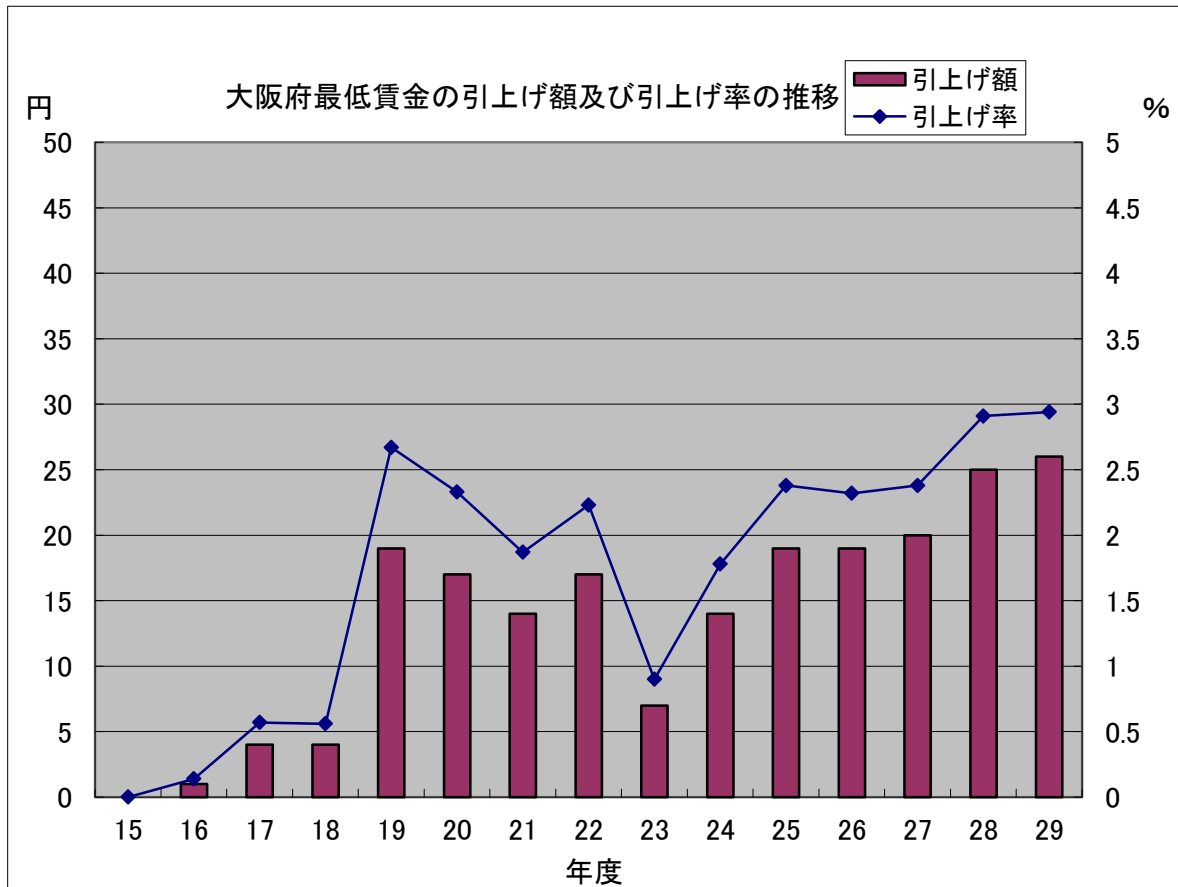
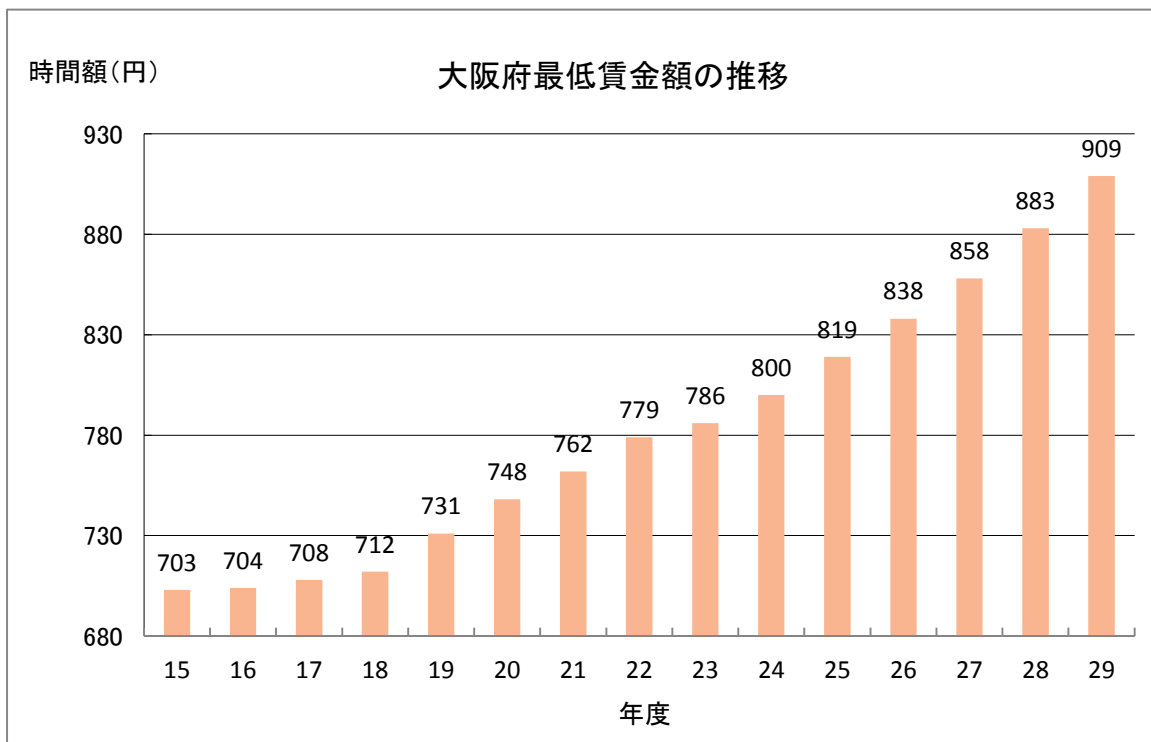
大阪労働局長 田畑 一雄

第 4 号中「1 時間 8 8 3 円」を「1 時間 9 0 9 円」に改める。

地域別最低賃金額の推移

年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
時間額	690円	695円	699円	703円	703円	703円	704円	708円	712円	731円
引上げ額 (時間額)	13円	5円	4円	4円	0円	0円	1円	4円	4円	19円
引上げ率	1.92%	0.72%	0.58%	0.57%	0%	0%	0.14%	0.57%	0.56%	2.67%

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
時間額	748円	762円	779円	786円	800円	819円	838円	858円	883円	909円
引上げ額 (時間額)	17円	14円	17円	7円	14円	19円	19円	20円	25円	26円
引上げ率	2.33%	1.87%	2.23%	0.90%	1.78%	2.38%	2.32%	2.39%	2.91%	2.94%



最低賃金制度について

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

【最低賃金の種類】

最低賃金には、以下のとおり地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の2種類があります。

なお、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

①地域別最低賃金（大阪府の場合は、「大阪府最低賃金」）

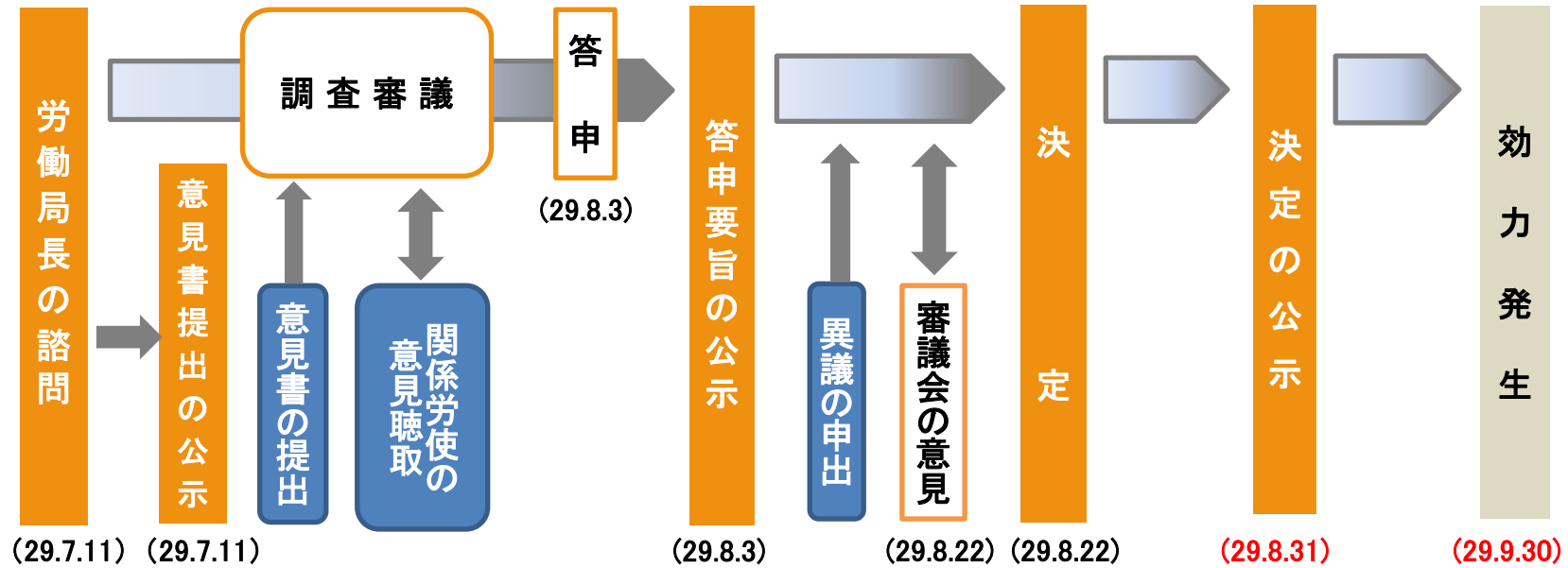
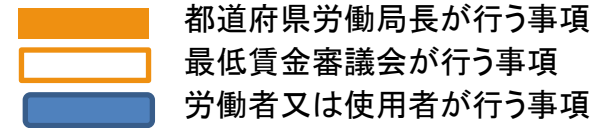
地域別最低賃金は、各都道府県ごとに1つずつ定められおり、産業や職種にかかわらず、各都道府県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

②特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金は、関係労使が地域別最低賃金より高い額の最低賃金を定めることが必要と認める特定の産業について、当該産業の基幹的労働者を対象として、各都道府県ごとに設定され、金額が定められています。

なお、年齢、業務内容等による適用除外があります。

■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金決定の仕組み



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内(審議会方式による場合)に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。